

別表1(第2条関係)

## 指定学校変更許可基準

※この表において小学校とは、小学校及び義務教育学校前期課程を指す  
また、中学校とは、中学校及び義務教育学校後期課程を指す

区 分	許 可 理 由	対象学年	添 付 書 類	許 可 期 間
許可地区	地理的条件、所属町内会等により、教育委員会が学区外通学を許可している地区	全学年	・町内会長の証明	許可開始日から卒業まで
身体的理由	身体障害又は身体虚弱により指定学校に通学することが困難な場合	全学年	・医師の診断書 ・その他教育委員会が必要と認める書類	許可開始日から当該理由が消滅するまで (学年毎に更新)
共働き等	夫婦共働き(父子・母子家庭で親が就労している場合を含む。)で昼間養育できず、預かり先がある地区の学校へ通学を希望する場合	小学校最終学年以下	・両親の勤務証明書(第2号様式) ・児童預り証明書(第3号様式) (*第2号様式及び第3号様式は、同等の内容を含む証明書も可)	許可開始日から小学校最終学年終了時まで (学年毎に更新)
市内間転居(最終学年)	小学校最終学年又は中学校最終学年時の転居で通学に支障がない場合	小学校最終学年 中学校最終学年	・学校長副申書(第5号様式)	許可開始日から当該校の卒業まで(ただし義務教育学校前期課程については、前期課程修了まで)
市内間転居(学期途中)	通学に支障がない場合	全学年	・学校長副申書(第5号様式)	許可開始日からその学期が終了するまで
市内間転居(隣接学区間転居)	小学校入学以降の隣接学区への転居で通学に支障がない場合(ただし在学校の通学区域に1年以上居住した後に転居した場合に限る。)	全学年	・学校長副申書(第5号様式)	許可開始日から中学校卒業まで(ただし中学校への進学に際し学区外通学を許可するのは、学区外通学が許可されていた当該小学校区が属する中学校へ進学する場合に限るものとし、中学校への進学に際して改めて手続を要するものとする)
転居予定	住宅の新築等により転居することが確定しているため、予め転居予定地区の学校に通学を希望する場合は、通学に支障がない場合	全学年	・建築確認通知書の写 ・売買契約書の写 ・賃貸借契約書の写 ・その他転居を証明する書類	許可開始日から1年以内
住民票異動未了	特別な事情で居住地に住民登録ができない場合	全学年	・民生委員、町内会長等による居住を証明する書類 居住証明書(第4号様式)	許可開始日から住民登録が可能になるまで (学年毎に更新)
学校選択制	学校選択制に基づく各中学校の受け入れ枠内の場合	中学校新入学生		許可開始日から中学校卒業まで
特別指定小規模小学校枠	特別指定小規模小学校の枠内の場合(ただし特別指定小規模小学校の通学区域を通学区域とする中学校への進学を含む。)	新入学生		許可開始日から中学校卒業まで(中学校への進学に際し学区外通学を許可するのは、学区外通学が許可されていた当該小学校区が属する中学校へ進学する場合に限るものとし、中学校への進学に際して改めて手続を要するものとする)
イマージョン教育枠	イマージョン教育枠内の場合(石井小学校に限る。ただし石井中学校への進学を含む。)	新入学生		許可開始日から中学校卒業まで(ただし中学校への進学に際し学区外通学を許可するのは、学区外通学が許可されていた当該小学校区が属する中学校へ進学する場合に限るものとし、中学校への進学に際して改めて手続を要するものとする)
その他	真にやむを得ない理由があり、教育上の配慮が必要であると教育委員会が認める場合	全学年	・学校長副申書(第5号様式) ・その他教育委員会が必要と認める書類	許可開始日から必要と認める期間(ただし更新を妨げない)